

## F C T V インターネットサービス契約約款

新旧対照表 (2007/4 update)

変 更 前	変 更 後
<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 福井ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)は、この有線テレビジョン放送施設(有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。)の線路(有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第2条第2項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。)と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるF C T V インターネットサービス契約約款(以下「約款」といいます。)電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第31条第1項の規定に基づき届け出たF C T V インターネットサービスに係る料金表(以下「料金表」といいます。)並びに当社が別に定める電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第21条の2に規定する事項及び事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金により、F C T V インターネットサービスを提供します。</p>	<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 福井ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)は、この有線テレビジョン放送施設(有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。)の線路(有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第2条第2項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。)と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるF C T V インターネットサービス契約約款(以下「約款」といいます。)<del>電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)</del>第31条第1項の規定に基づき届け出たおよび当社が別に定めるF C T V インターネットサービスに係る料金表(以下「料金表」といいます。)<del>並びに当社が別に定める電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)</del>第21条の2に規定する事項及び事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金により、F C T V インターネットサービスを提供します。</p>
<p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、事業法第31条の4第1項の規定に基づき、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、<del>事業法第31条の4第1項の規定に基づき、</del>この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。<b>なお、最新の約款は当社のホームページ上にて公開します。</b></p>

<p>(当社が行う加入契約の解除)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 当社は第1項の規定により、その加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入契約者にそのことを通知します。</p> <p>3 略</p>	<p>(当社が行う加入契約の解除)</p> <p>第15条 略</p> <p><u>(4) 加入契約者が第13条(利用の一時中断)に基づく休止期間が満了した後も利用の再開をしないとき。</u></p> <p>2 当社は第1項の規定により、その加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入契約者にそのことを通知します。<u>ただし、当社が適当と認める方法で連絡を試みても加入契約者に連絡が付かない場合はこの限りではありません。</u></p> <p>3 略</p>
<p>(提供の中止)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 当社は、前項の規定によりF C T Vインターネットサービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを加入契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p>(提供の中止)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 当社は、前項の規定によりF C T Vインターネットサービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを加入契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない<u>と当社が判断した</u>場合はこの限りではありません。</p>
<p>(提供の停止)</p> <p>第30条 略</p> <p>略</p> <p>(5) 第19条(ケーブルモデムの提供等)第3項の規定に違反したとき。</p>	<p>(提供の停止)</p> <p>第30条 略</p> <p>略</p> <p>(5) 第19条(ケーブルモデムの提供等)第3項、<u>第5項</u>の規定に違反したとき。</p>

<p>(提供の制限)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合には、当社は加入契約回線への通信の利用を制限することがあります。</p>	<p>(提供の制限)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合には、当社は加入契約回線への通信の利用を制限<u>または一時中止</u>することがあります。</p> <p><u>4 加入契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為をしたときは、その利用を制限または一時中止することがあります。</u></p>
<p>(免責)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます)を要することになる場合であっても、その改造等に要する費用等については負担いたしません。</p>	<p>(免責)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 当社は、この約款<u>若しくは提供条件</u>等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます)を要することになる場合であっても、その改造等に要する費用等については負担いたしません。</p> <p><u>4 当社は第29条(提供の中止)、第30条(提供の停止)または第31条(提供の制限)の措置をとったことで、当該加入契約者が直接または間接の損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。</u></p>
<p>(利用に係る加入契約者の義務)</p> <p>第48条</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(利用に係る加入契約者の義務)</p> <p>第48条</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>

5 加入契約者は、F C T Vインターネットサービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。

- (1) 法令もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）し、または他者に不利益を与える行為。
- (2) 第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
  
- (5) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (6) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
  
- (7) 第三者の情報を改ざん、または盗み、もしくは消去する行為
- (8) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (9) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が罪悪感または嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメールを送信する
- (10) 他者の設備等またはF C T Vインターネットサービスの運営を妨げる行為、または与えるおそれのある行為。
- (11) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為
- (12) 上記各号の他、違法行為。

5 加入契約者は、F C T Vインターネットサービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者の権利、他者の財産又はプライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
- (5) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (6) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信または掲載する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (7) 第三者他者の情報を改ざん、または盗み、もしくは消去する行為
- (8) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (9) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者が罪悪感または嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (10) 他者の設備等またはF C T Vインターネットサービスの利用もしくは運営を妨げる行為、または与えるおそれのある行為。
- (11) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (12) 違法行為（拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノへの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為

	<p><u>(13) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対し送信する行為</u></p> <p><u>(14) 人を自殺に誘引または勧誘する行為</u></p> <p>(15)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する<u>態様でリンクをはる</u>行為</p> <p>(16)その他法令もしくは公序良俗に違反(<del>売春、暴力、残虐等</del>)し、または他者の<u>権利を侵害すると当社が判断した</u>に不利益を与える行為。</p>
	<p><u>(情報等の削除)</u></p> <p><u>第50条 当社は加入契約者によるFCTVインターネットサービスの利用が第48条第5項の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該加入契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせることで講ずることがあります。</u></p> <p><u>(1) 第48条第5項の各号に該当する行為をやめるように要求します。</u></p> <p><u>(2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。</u></p> <p><u>(3) 加入契約者に対して表示した情報の削除を要求します。</u></p> <p><u>(4) 事前に通知することなく、加入契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。</u></p> <p><u>2 前項の措置は加入契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。</u></p>

第50条	第51条
第51条	第52条
第52条	第53条
別表1 相互接続事業者及びインターネット接続サービス 相互接続事業者名 日本テレコム株式会社	別表1 相互接続事業者及びインターネット接続サービス 相互接続事業者名 <u>ミテネインターネット株式会社</u>
別表4 略 2 電気的條件 インターフェース 10Base-T インターフェース	別表4 略 2 電気的條件 インターフェース <u>10/100</u> Base-Tインターフェース